

## 令和5年度 新発田市障がい者優先調達推進方針

令和5年6月30日制定

### 1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

### 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての組織（以下「市の組織」という。）が発注可能な物品等に適用する。

### 4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 就労継続支援事業所（A型・B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する特例子会社

イ 重度障害者多数雇用企業

(3) 障がい者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

(4) 共同受注窓口

物品等の調達に関して、複数の障害者就労施設等にあっせんし又は当市と障がい者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う事業者団体

## 5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

### (1) 物品

- ア 事務用品・書籍（筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍、しおり、リーフレット、ポスター、チラシ、切手など）
- イ 食料品・飲料（パン、菓子類、弁当など）
- ウ 小物雑貨（布製品、各種記念品、日用品（トイレットペーパー、ポリ袋等）など）
- エ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

### (2) 役務

- ア 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット、名刺、封筒などの印刷）
- イ クリーニング
- ウ 清掃・施設管理（施設・公園等の清掃、除草作業など）
- エ 情報処理・テープ起こし（データ入力・集計、テープ起こしなど）
- オ 飲食店等の運営（売店、レストラン、喫茶店など）
- カ 軽作業（袋詰め、封入、包装、梱包など）
- カ 廃棄物等の回収・処理
- キ 点字製作（各種印刷物、プレート点字など）
- ク その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

## 6 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等の情報については、社会福祉課が当該施設等からの情報を基に市の組織に提供し、市の組織はその情報を参考に、物品等の調達を推進する。
- (2) 障がい者就労施設等から調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を作成又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

## 8 調達の目標

当該年度の調達目標は物品及び役務の種別ごとの調達件数及び調達金額がともに、前年度の実績を上回ることを目標とする。

## 9 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。